

1 土地区画整理事業などの都市計画案の縦覧を行います

市では、高田地区と今泉地区における土地区画整理事業について、対象地区を被災市街地全体へ拡大するため、10月から実施した意向確認調査の結果を踏まえ、平成25年2月に都市計画決定を行う予定としております。

また、都市計画公園については高田松原津波復興祈念公園（防災メモリアル公園）の決定や既存の都市公園の廃止、都市計画道路については国道45号・国道340号の変更、シンボルロード・高田北幹線道路の新規決定について同様に平成25年2月に都市計画決定を行う予定としています。

この度、これらの都市計画について案を作成しましたので、次のとおり都市計画案の縦覧を行います。（図面は2ページ）

この案について、意見のある市民及び利害関係者は、縦覧期間中に、県決定案件については知事に、市決定案件については市長に対し意見書を提出することができます。

【縦覧案件】

- 県決定案件
 - ① 都市計画道路の変更（国道45号、国道340号）について
 - ② 都市計画公園の変更（防災メモリアル公園）について
- 市決定案件
 - ③ 高田地区、今泉地区土地区画整理事業の変更について
 - ④ 都市計画道路の変更（シンボルロード）について
 - ⑤ 都市計画道路の変更（高田北幹線）について
 - ⑥ 都市計画公園の変更（被災した都市公園の廃止）について
 - ⑦ 被災市街地復興推進地域の変更について

【縦覧期間】

平成25年1月11日（金）から1月25日（金）まで

※ 土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

【縦覧場所】

市役所4号棟3階第4会議室

※ 県決定案件については岩手県県土整備部都市計画課（県庁7階）、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター（大船渡地区合同庁舎内）でも縦覧できます。

【意見書の提出方法】

県決定案件については岩手県県土整備部都市計画課へ、市決定案件については陸前高田市建設部都市計画課へ持参又は郵送（1月25日消印有効）で提出してください。

様式は任意ですが、「意見書」と表記し、住所、氏名を記入してください。

提出された意見については、意見の要旨を都市計画審議会に提出します。個別には回答いたしませんので、ご了承願います。

【意見書の提出先】

- 県決定案件
岩手県県土整備部都市計画課
〒020-8570 盛岡市内丸10番1号
- 市決定案件
陸前高田市建設部都市計画課
〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5

【問合せ先】

陸前高田市建設部都市計画課 0192-54-2111（内線461、462、463）

2 「高田松原地区震災復興祈念公園のあり方に関する提言(案)」について 意見を募集しています

岩手県と陸前高田市では、高田松原地区に整備を予定している高田松原津波復興祈念公園（防災メモリアル公園）のコンセプトやテーマなどについて検討するため、「高田松原地区震災復興祈念公園構想会議」を設置しています。

これまで、市民フォーラムを含む3回の会議を開催し、公園のコンセプト、公園に求められる役割や機能、効果などを検討してきましたが、この度「高田松原地区震災復興祈念公園のあり方に関する提言(案)」をとりまとめ、提言(案)について、広く意見を募集しています。

頂いたご意見は、この提言をはじめ、具体的な検討を進める中で公園づくりに反映させてまいります。

【提言(案)の内容】

陸前高田市ホームページに掲載していますので、ホームページのトップページ中段にある「復興・まちづくり」の部門から、「防災メモリアル公園」をご選択ください。

【募集の期間・送付先】

平成25年1月20日(日)まで

郵送・FAX・電子メール・持参(様式は任意)のいずれの方法でも結構です。

▽ 岩手県県土整備部都市計画課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL: 019-629-5890 / FAX: 019-629-9137

メール: AG0007@pref.iwate.jp

▽ 陸前高田市建設部都市計画課

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5

TEL: 0192-54-2111 / FAX: 0192-54-3888

メール: tosiikei@city.rikuzentakata.iwate.jp



～「提言(案)」の抜粋～

祈念公園に求められる役割・機能等

- (1) 犠牲となった全ての生命(いのち)への追悼と鎮魂
- (2) 津波防災地域づくり
- (3) 自然環境の再生
- (4) 地域の再生

詳しくは、都市計画課計画係(内線461)まで。

3 住宅再建等個別相談窓口を開設しています

東日本大震災により被災された皆様の住宅再建について、個別相談窓口を開設しています。

◇相談日 毎週月曜日から金曜日(祝日を除く)

◇時間 午前8時30分から午後5時まで

(午後5時以降については、事前に連絡をお願いします)

◇場所 市役所4号棟2階「復興対策局」

◇対象 震災により住宅が全壊または半壊し、住宅の再建を検討している人、または、防災集団移転促進事業による移転を検討している人

◇内容 震災復興計画における集団移転事業や自力再建についての相談など

◇その他 土地区画整理事業区域内に土地を所有している人は、都市計画課(内線462、463)までお問い合わせください

問い合わせ:復興対策局(内線441、442)まで。

◆編集・発行◆ 陸前高田市復興対策局 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192-54-2111(内線441)